

地方裁判所及び家庭裁判所の各支部への裁判官常駐等を求める意見書

社会における裁判所の必要性は、大都市であれ地方であれ、何ら異なるものではなく、人口の多寡、交通環境の良否、地域性などに左右されることなく、どこにいても同様に裁判所のサービスを楽しむことができるようにすべきであることは言うまでもない。

しかしながら、本県の状況を見ると、阿南市・那賀郡・海部郡の司法を担う徳島地方裁判所及び家庭裁判所の阿南支部、美馬市・三好市・美馬郡・三好郡の司法を担う徳島地方裁判所及び家庭裁判所の美馬支部とも、裁判官が常駐しておらず、わずか1名の裁判官が週に二、三回徳島市の本庁から填補により登庁することに限られており、これらの地域の住民の裁判を受ける権利が著しく損なわれている。また、離婚や相続等に関する事案を扱う徳島家庭裁判所牟岐出張所や徳島家庭裁判所池田出張所は、わずか月1回の開廷であり、加えて住民にとって最も身近で利用しやすい存在であるべき簡易裁判所についても、開廷日が極めて少ないなどの問題がある。

これでは、到底住民に十分な司法サービスを提供しているとは言い難い。

全ての住民が、裁判所の提供する司法サービスを楽しむ、基本的人権が尊重され、公正な紛争解決が迅速に図られる社会を構築することは極めて重要な国の責務である。

よって、国においては、速やかに地方裁判所及び家庭裁判所の各支部への裁判官常駐を実現させ、開廷日を大幅に増加させるとともに、司法機能強化のため、家庭裁判所出張所及び簡易裁判所を含め、裁判所機能を充実強化することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月13日

徳島県議会議長 森 田 正 博